

合併協定書

長岡市
和島村

1 合併の方式

三島郡和島村を廃し、その区域の全部を長岡市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 18 年 1 月 1 日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、長岡市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現長岡市役所の位置とする。

5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 6 条第 2 項に規定する定数特例を適用する。

定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とする。

6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 編入される和島村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
- (2) 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定を適用し、次のとおりとする。
 - ア 編入される和島村の農業委員会の選挙による委員のうち、2 人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される和島村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
 - イ 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。
- (3) 合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を 40 人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、和島村の現在の行政区域を区域とする選挙区を設置するものとする。

7 地方税の取扱い

長岡市の制度に統一する。

ただし、個人市町村民税の納期については、合併年度は現行どおりとし、その翌年度から長岡市の制度に統一する。

8 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 和島村の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。

なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。

- (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

9 財産の取扱い

和島村の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて長岡市に引き継ぐものとする。

10 特別職の身分の取扱い

和島村の村長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとする。

11 組織機構及び支所の取扱い

- (1) 現在の長岡市役所を本庁とし、和島村役場をその行政区域を所管する支所とする。
- (2) 新市の組織機構の整備については、次の事項を基本として整備する。
- ア 住民サービスの低下をきたさないこと。
 - イ 既存庁舎等を活用すること。
 - ウ 合併のメリットを発揮できること。
 - エ 新しい時代に適切・弾力的・効率的に対応できる柔軟なものであること。
 - オ 住民の声を的確に反映すること。
 - カ 住民が利用しやすく、分かりやすいこと。
 - キ 指揮命令系統、責任の所在が明確であること。
 - ク 地域の特性を生かし、地域振興に対応できること。
- (3) 組織機構は、段階的に再編、見直しを行うものとする。
- (4) 各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。
- (5) 附属機関等は、原則として合併時に統合するものとする。

12 条例・規則等の取扱い

条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に関係する条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

13 一部事務組合等の取扱い

別紙の一部事務組合等の調整方針に基づき、それぞれ関係する団体と協議する。

14 使用料・手数料等の取扱い

- (1) 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- (2) 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- (3) 手数料については、長岡市の制度に統一する。
- (4) 協定項目「各種事務事業の取扱い」に定める使用料・手数料等については、除くものとする。

15 公共的団体等の取扱い

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って、次のとおり調整に努める。

- (1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 両市村に共通している団体で、実情により合併時に統合できないものは、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- (3) 両市村に共通している団体で、統合に時間を要するものは、将来統合するよう調整に努める。
- (4) その他の団体は、原則として現行どおりとする。

16 町名・字名の取扱い

町（字）の名称については、次のとおりとする。

- (1) 長岡市においては、現行どおりとする。
- (2) 和島村においては、「大字」の表記を削除する。

ただし、大字高畑、大字中沢及び大字北野は、「大字」の表記を削除し「和島」をつける。

17 各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的及び効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のとおり調整を図るものとする。

ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」に定める補助金・交付金については、除くものとする。

- (1) 両市村同一又は同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。
- (2) 両市村独自の団体に対する補助金については、新市全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合又は廃止をする方向で調整する。

18 慣行の取扱い

- (1) 市章及び市旗
長岡市の制度に統一する。

- (2) 市民憲章及び宣言
長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の和島村の憲章は、地域の憲章として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討する。

- (3) 市の花及び木
長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の和島村の花及び木は、地域の花及び木として継承していく。

(4) 市の歌

当面は、長岡市の制度を引き継ぎ、新市歌については、合併後に検討する。

(5) 名誉市民

長岡市の制度に統一する。

ただし、現行の名誉村民は、新市の名誉市民として引き継ぐ。

19 各種事務事業の取扱い

別添「各種事務事業の取扱い」のとおり

20 地域自治の取扱い

別紙「長岡方式の地域自治」のとおり

21 新市建設計画

別添「長岡市・和島村 新市建設計画」のとおり

別紙 一部事務組合等の調整方針

1 一部事務組合

区分	組 合 名	調 整 方 針
ごみ・し尿関係	三島郡清掃センター組合	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市で事務を行う。
斎場関係	与板郷消防・斉場事務組合	和島村は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
消防関係	与板郷消防・斉場事務組合	和島村は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
水道関係	与板町外2ヶ町村水道企業団	和島村は、合併の日の前日をもって長岡市への事務委託を廃止する。
企画	長岡地域広域行政組合	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
福祉・保健・医療	長岡地区旧伝染病院管理組合	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
	新潟県長岡栃尾三古立寺泊老人ホーム組合	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。
組織・給与	新潟県市町村総合事務組合	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。ただし、共同処理する事務は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの ・ 非常勤消防団員に係る損害補償 ・ 消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・ 非常勤水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償 ・ 組合市町村等の長の命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ・ 非常勤消防団員の退職報償金の支給に係る事務のうち、新潟県非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 ・ 消防団員、水防団員及び消防吏員に対する賞じゅつ金の授与 ・ 消防団員及び消防吏員に対する殉職者特別賞じゅつ金の授与 ・ 住民の交通事故災害について相互救済を行うための交通災害共済 ・ 新潟県自治会館の設置及び管理運営

2 協議会（地方自治法第252条の2に基づくもの）

区分	協 議 会 名	調 整 方 針
学校教育	長岡地区視聴覚ライブラリー協議会	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

3 機関の共同設置

区分	機 関 名	調 整 方 針
福祉・保健・医療	三島郡介護認定審査会	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市介護認定審査会で事務を行う。
	三島郡予防接種健康被害調査委員会	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市予防接種健康被害調査委員会で事務を行う。

4 土地開発公社

区分	公 社 名	調 整 方 針
財政	長岡地域土地開発公社	和島村は、合併の日の前日をもって脱退し、長岡市は継続加入する。

別紙 長岡方式の地域自治

長岡方式の地域自治のあり方

「長岡方式の地域自治」は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではない、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまうのではない、市役所や役場が遠くなり今より不便になるのではない、住民の声が行政に届きにくくなるのではない、という地域の不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。

このことから長岡地域では、各町村で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。

また「長岡方式の地域自治」は、不安の解消だけでなく、地域自治で最も大切な「地域住民と行政とが一体となって進めるまちづくり」を構築することにも配慮するものである。

地域自治組織の設置期間

地域自治組織の設置期間については、概ね10年間とする。ただし、概ね5年経過後にそれまでの成果の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

地域自治組織のしくみ

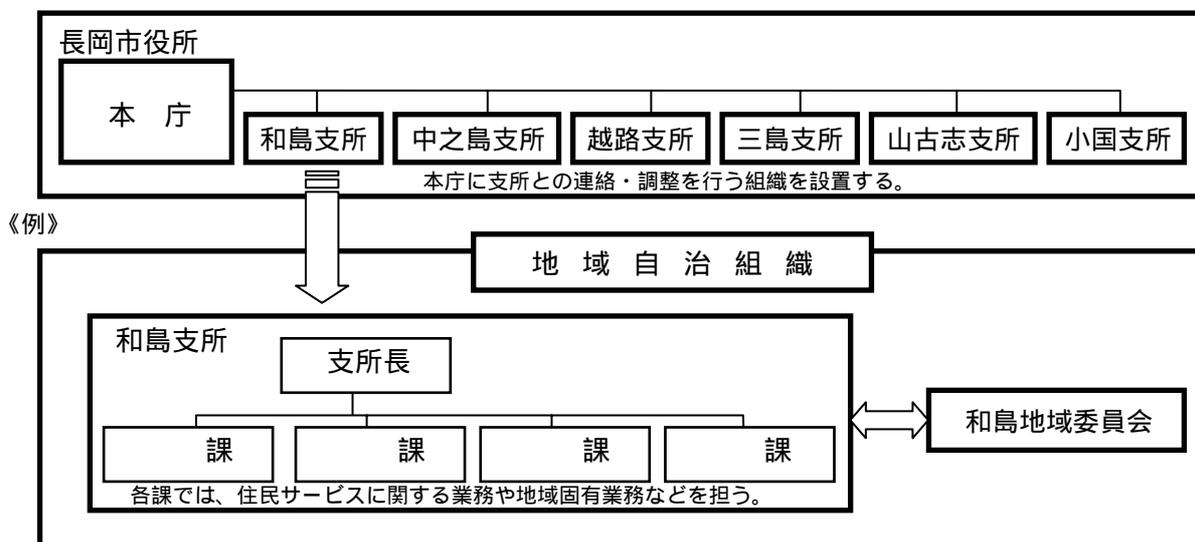
地域自治組織は、支所と地域委員会からなるものとする。

1 支所機能

支所は、次の業務を行うものとする。

- (1) 通常の住民サービス
- (2) 地域固有の伝統や文化に関わるもの
- (3) 支所で行った方が効果的な業務

組織のイメージ



2 支所長の位置付け

- (1) 身分
部長級の一般職の職員とする。
- (2) 選任方法
市長が選任する。
- (3) 職務
ア 支所を総括する。
イ 地域固有業務に係る予算要求権限、予算執行権限及び事務執行権限を有する。

3 地域委員会

- (1) 名称
和島地域委員会とする。
- (2) 位置付け
市の附属機関とする。
市長は、地域委員会の提案又は意見を尊重し、地域の行政運営を行うものとする。
- (3) 役割
ア 当該地域のまちづくりに係る提案
イ ふるさと創生基金を活用したまちづくりの推進
ウ 新市建設計画の執行状況及び変更の協議
エ その他当該地域に係る各種計画の策定・変更の協議
オ 当該地域に係る施策の協議
カ 支所で行う地域固有業務の検討
キ その他市長が認めること。
- (4) 委員の選任方法
委員の選任方法及び委員数は、地域固有業務や地域の実情に応じ、地域の意見を踏まえて市長が定めるものとする。
- (5) 委員の任期
委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (6) 委員会の長
委員会の長は、委員の中から互選する。
- (7) 委員長の任期
委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (8) 委員の報酬
委員には報酬を支給する。
- (9) 事務局
支所が地域委員会の事務を担う。

4 支所の予算

支所は施設の管理経費をはじめとする経常経費のほか、地域固有業務執行経費や地域コミュニティ事業補助金などを有することとし、個性あるまちづくりを継続して実施できる仕組みを確保する。

(1) 予算要求について

各支所は、支所に係る経費について本庁の各所管部局に予算見積書を提出し、本庁各部局は、財政課に予算見積書を提出する。

(2) 予算配当及び執行について

財政課は、予算を本庁各部局に配当し、本庁各部局は、支所執行分についてそれぞれの支所に再配当する。

(3) ふるさと創生基金について

ア 合併特例債等により積み立てる基金は、効率的運用の観点から本庁で一括管理するが、本庁及び各支所に枠（持ち分）を設定する。

イ 各支所の持ち分から生じる運用益は、各支所予算の特定財源として取り扱う。

ウ 本庁の持ち分の運用益は、財政課が所管し、旧長岡市域のコミュニティ活動経費に活用する。

(4) 地域コミュニティ事業補助金について

地域コミュニティ事業補助金は、地域内のさまざまなコミュニティ関係団体が、地域や産業の活性化及び子どもたちが生き生きと育つ地域環境整備のために、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する場合、それらの団体に交付するものとする。

調 印 書

長岡市及び和島村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づく長岡市・和島村合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成 年 月 日

長 岡 市 長

和 島 村 長

立 会 人

新 潟 県 知 事

長 岡 市 議 会 議 長

和 島 村 議 会 議 長